

処 分 基 準

令和3年9月30日作成

法 令 名：盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例
根 拠 条 項：第13条第3項において準用する第9条第1項
処 分 の 概 要：中古自動車輸出業者に対する指示
原権者(委任先)：三重県公安委員会
法令の定め：
処 分 基 準： 別紙「盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例に基づく指示及び営業停止命令の基準」のとおり。
問い合わせ先：三重県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話059-222-0110)
備 考：

別紙

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例に基づく指示及び営業停止命令の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、特定自動車解体業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者又は中古自動車輸出業者若しくはその代理人、使用人その他の従業者が行った条例違反行為等に対し、三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示又は営業停止命令を行うための要件等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（令和3年三重県条例第24号。以下「条例」という。）第9条第1項（条例第13条第3項において準用する場合を含む）の規定に基づき、特定自動車解体業者又は中古自動車輸出業者（以下「事業者」という。）に対し、必要な措置を講ずるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 条例第10条（条例第13条第3項において準用する場合を含む）の規定に基づき、事業者に対し、当該業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 条例違反行為 条例又は条例に基づく処分に違反する行為をいう。
- (4) 条例違反行為等 条例違反行為、指示に違反する行為、又は特定自動車解体業又は中古自動車輸出業に関して行われた条例第10条後段に掲げる罪に違反する行為をいう。
- (5) 指示対象行為 指示の理由とした条例違反行為をいう。
- (6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした条例違反行為等をいう。
- (7) 営業停止期間 営業停止命令において事業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(条例違反行為等の分類)

第3条 条例違反行為等は、別表第1及び第2に定めるとおり、A、B、C、D又はEに分類する。

(指示を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指示を行うことができる。

- (1) 事業者が、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- (2) 事業者が、これらの代理人又は使用人その他の従業者（以下「代理人等」という。）に対し、指導及び監督その他代理人等による条例違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がB、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

（指示の内容）

第5条 指示においては、次の各号に掲げる措置を講ずるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示対象行為と同種又は類似の条例違反行為が将来行われることを防止するための措置
- (2) 指示対象行為により生じた違反状態が残存しているときは、当該違反状態を解消するための措置
- (3) 前各号に掲げるもののほか、盗難自動車の解体若しくは輸出の防止又は地域の良好な生活環境の確保のために必要な措置
- (4) 前各号に規定する措置が確実に執られたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項各号に規定する措置については、指示対象行為の態様、指示対象行為により生じた違反状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

（営業停止命令）

第6条 次の各号のいずれかに該当し、盗難自動車の解体及び輸出の防止又は地域の良好な生活環境の確保が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、営業停止命令を行うことができる。

- (1) 事業者がA、B、C又はDに分類される条例違反行為等を行ったとき。
- (2) 事業者が、代理人等に対し、指導及び監督その他代理人等による条例違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、代理人等がA、B、C又はDに分類される条例違反行為等を行ったとき。

（営業の一部の停止命令）

第7条 事業者の事業所のうち、一部の事業所のみを対象として営業停止命令を行うべき必要があり、かつ、それにより目的を達成できる場合には、一部の事業所に対してのみ営業停止命令を行うことができる。

（営業停止命令に係る基準期間等）

第8条 営業停止命令に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、

「短期」及び「長期」という。)は、次の各号に掲げる条例違反行為の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期及び長期は6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は4月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は2月とする。
- (5) E 営業停止命令を行わないもの(指示に違反した場合に限り、当該指示処分違反を理由として営業停止命令を行う。)

(営業停止命令の併合)

第9条 条例違反行為等が2個以上行われた場合は、1個の営業停止命令を行うこととする。

2 前項の規定における基準期間、短期及び長期は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。ただし、これらの期間は、6月を超えることはできない。

- (1) 基準期間 各条例違反行為等について前条において定められた基準期間のうち最も長いもの(その最も長いものが1月である場合は、30日)にその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときは、これを切り捨てることとする。)
- (2) 短期 各条例違反行為等について前条の規定において定められた短期のうち最も長いもの。
- (3) 長期 各条例違反行為等について前条の規定において定められた長期のうち最も長いものにその2分の1の期間を加算した期間(その期間に1日に満たない端数があるときは、これを切り捨てることとする。)

(観念的競合)

第10条 1個の行為が2個以上の条例違反行為に該当する場合は、各条例違反行為について第8条の規定において定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものを、それぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(常習違反加重)

第11条 事業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に当該事業者に営業停止命令を行うときは、当該営業停止命令に係る条例違反行為等について、第8条の規定において定められた基準期間、短期及び長期に、それぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

(営業停止期間の決定)

第12条 営業停止期間は、第8条から前条までの規定において定められた基準期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第8条から前条までの規定において定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為により生じた盗難自動車の解体若しくは輸出の防止又は地域の良好な生活環境の確保が阻害される程度が低いと認めるとき。
- (2) 事業者又は代理人等が、暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったとき。
- (3) 代理人等が営業停止命令対象行為を行うことを防止できなかつたことについて、事業者の過失が極めて軽微であると認めるとき。
- (4) 事業者が、営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の条例違反行為等が将来行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違反状態若しくは被害の解消、若しくは回復するための措置を自主的にとり、かつ、改悛の情が著しいとき。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第8条から前条までの規定において定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であるとき。
- (2) 条例又は指示に違反した程度が著しく大きいとき。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた盗難自動車の解体及び輸出の防止、自動車の盗難被害の迅速な回復又は地域の良好な生活環境の確保が阻害される程度が著しく高いと認めるとき。
- (4) 事業者が、営業停止命令対象行為を行った日前5年以内に同種又は類似の営業停止命令対象行為を理由として、指示又は営業停止命令を受けているとき。
- (5) 営業停止命令対象行為を代理人等が行うことを防止できなかつたことについて、事業者の過失が極めて重大であると認めるとき。
- (6) 事業者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いとき。

(指示及び営業停止の関係)

第13条 条例違反状態の解消等のため必要があるときは、営業停止命令の処分事由

について、営業停止命令と併せて指示を行うことができる。

別表第1

条例違反行為及び指示処分違反		関係条項	分類
1	開始届出義務違反・開始届出書虚偽記載	第3条第1項前段、第13条第1項前段、第19条第1号・第5号	B
2	変更届出義務違反、変更届出書虚偽記載	第3条第1項後段、第13条第1項後段、第20条第1号・第6号	E
3	標識掲示義務違反	第4条、第13条第3項、第21条	E
4	従業者名簿備付け義務違反	第5条第1項、第13条第3項、第20条第2号	E
5	従業者が日本国籍を有しない場合の記録義務違反	第5条第2項、第13条第3項、第20条第3号	E
6	確認義務違反	第6条第1項前段、第13条第3項、第19条第2号	D
7	申告義務違反	第6条第1項後段、第13条第3項	B
8	引取記録作成義務違反・引取記録虚偽記載・保存義務違反	第6条第2項、第13条第3項、第19条第3号	D
9	良好な生活環境の確保に係る努力義務違反	第7条第1項、第13条第3項	E
10	保管命令違反	第8条、第13条第3項、第19条第4号	C
11	指示処分違反	第9条第1項、第13条第3項	B
12	営業停止命令違反	第10条、第13条第3項、第18条	A
13	報告・資料提出義務違反	第14条第1項、第13条第3項、第20条第4号	D
14	立入検査拒否等	第14条第2項、第13条第3項、第20条第5号	D

別表第2

法令違反行為		分類
1	刑法第240条、第241条又は第243条（第240条又は第241条第3項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為	B
2	刑法第256条に規定する罪に当たる行為	C
3	刑法第235条から第236条、第238条、第239条、第243条（同法第235条から第236条まで、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条までに規定する罪等の財産に対する罪に当たる行為	C